

令和 5 年公害紛争処理相談の状況

令和5年 公害紛争処理相談の状況

令和6年2月7日
福岡県環境部自然環境課

No	相 談 年 月 日	公害発 生場所	相談者	相談 回数	公害の 区分	相談の概要	対応及び結果
1	R5.2.20	福岡市 西区	被害者	電話	騒音	R3.4に現住居に引っ越した時から向かいの住民が早朝にバイクのエンジンをふかす音やアイドリング音に悩んでいる。R3の秋頃に直接申し立てたところ、エンジンをふかすことは止めたが、R4から出発前や帰宅後に1分～1分半程度アイドリングを行うようになり、悩んでいる。このため、R4.9にも申し立てたが、「暖機であり、これを行わないとバイクの故障につながる」とのことで、取り合ってもらえない。自治会長から注意してもらったが効果がない。警察に通報しても駆け付けた時には、アイドリングが終わっている。区役所に相談したが、対応してくれないため、市から騒音計を借りて室内で測定したところ、50～60dB程度であったので、外では80～90dB程度ではないかと思う。現在、自費で購入した騒音計で騒音測定を継続中。法テラス(日本司法支援センター)に相談し、審査は通っているが、正式に弁護士と契約していない状況。裁判は費用がかかることから、裁判ではなく、まずは公害紛争処理制度を利用したいと思っている。	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度について説明 今回の相手方の対応状況を勘案すると、強制力のない公害紛争処理の調停手続きには、相手方が対応しない可能性が高く、裁判の方が良いと思われる旨を説明 (先方) 強制力がないと相手方は応じてくれない気がする。裁判を検討してみるが、場合によっては裁判を前提に公害紛争処理の調停手続きを行うことも検討したい。 →その後、現在まで相談なし
参考 公害苦情	R5.2.27	北九州市 小倉北区	被害者	メール	悪臭	昨夜、商業施設が集中しているエリアで強い刺激臭を感じた。目にも刺激を感じ、何かを燃やした臭いだったかもしれない。今日は臭いはしなくなったが、どこかの工場ではないかと思う。異臭を感じた際に、どこに相談すればよいか分からず連絡した。対応を検討してほしい。	次の事項をメールにて返信 <ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度についての説明 悪臭に係る公害苦情相談窓口(北九州市環境監視課)の案内 当該が北九州市に連絡した時点では、市に同様の苦情は寄せられていない旨 →その後、現在まで連絡なし
2	R5.5.25	岡垣町	被害者	電話	大気汚染 騒音 悪臭	【令和3年からの継続案件】 自宅から道を挟んで200mくらい先に公衆浴場のバイオマスボイラーが設置されており、そのボイラーの騒音、悪臭、ばい煙に悩まされている。稼働開始当初の騒音は100dBを超えていたが、現在は昼間でも48dB程度になった。町の方で予算をとってさらに騒音の対策をしたが、思うような結果が得られず、原因調査に2か月かかっている。音がなくなったわけではなく、設置当初のトラウマもあり、今でも騒音に悩まされている。強制力がある裁判所の調停を検討している。	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度について説明 苦情を申し立てる際には客観的な数値で申し立てる方が良い旨を助言 →現在まで連絡なし
3	R5.6.1	宮若市	被害者	電話	騒音 悪臭	身内が数年前から多頭飼育をしており、やめるように言うが、自分の猫ではないと嘘をつく。猫は20～30匹程度で、鳴き声や糞尿、車への被害があり、精神的に苦痛である。被害について保健所に相談している。弁護士にも相談しており、法テラスから公害紛争処理制度を紹介された。	<ul style="list-style-type: none"> 本事案については、①人為活動性、②相当範囲性、③典型7公害、④人の健康・生活環境被害などの要件を満たし、公害調停の事案となり得る旨説明 相手方が話し合いに応じなかったり、合意形成が望めなかったりすれば、調停打ち切りとなる旨説明 →その後、現在まで連絡なし [参考]保健所に対応状況を聞き取り <ul style="list-style-type: none"> 相談者からの苦情を受け、通常の猫苦情として適切に対応している。 繁殖を制限して頭数を減らすように指導している。 相談者の自宅は被害のある地域からは遠く、実害を被っていない。
4	R5.6.21	糸島市	被害者	電話	騒音 振動	【令和3年からの継続案件】 R2.10頃から自宅の隣接地の山林の造成が開始され、今では自宅を取り囲むように作業場や重機置き場が設置された。そこからの騒音がとてもうるさく、体調を崩し診断書ももらった。R3.5月には、公害調停申請を行うべく弁護士にも相談し、一旦は申請書を作成したが、申請直前に申請予定の旨を相手方に伝えたところ、騒音が軽減したため、申請は取りやめた。一時期は騒音が落ち着いていたが、R5.5月からユンボからの騒音がひどくなったので、市(環境部局)に相談し、現場で騒音測定をしてもらったところ、規定内(騒音の規制基準値未満のことと思われる)だと言われ、公害紛争処理制度を紹介された。公害調停申請を行いたいと思っているので、改めて申請書様式をもらえないか。	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度について改めて説明 申請書様式のひな形を送付 【その後のやり取り(本人の申立て)】 ○R5.7.6 TEL ・作業場や重機置き場について、都市計画法違反の疑いが判明した。 ・このため、市都市計画課から県都市計画課に許可の状況について確認依頼をしてもらっている。 ・この確認結果で今後の動向を考えたいため、調停申請は一旦保留する。 ○R5.8.22 来課 ・市街化調整区域であるのに、作業場や重機置き場が建設できるのか疑問であるため、関係機関に各法令に違反していないか確認している。 ○R5.8.30 来課 ・県都市計画課から作業場や重機置き場を撤去する必要があるとの回答があった。 ・調停申請は一旦保留するが、相手方の対応状況や撤去後の騒音等の状況によっては、申請する可能性もある。 →その後、調停申請の意向は示されていなかったが、令和6年に入り、申請の意向が示された。

令和5年 公害紛争処理相談の状況

令和6年2月7日
福岡県環境部自然環境課

No	相 談 年 月 日	公害発 生場所	相談者	相談 回数	公害の 区分	相談の概要	対応及び結果
5	R5.7.21	飯塚市	被害者	電話	騒音 大気汚染	<p>大型商業施設の建設工事に係る騒音に悩まされている。敷地の北側に室外機が30台くらい並んでおり、その振動音がうるさい。</p> <p>また、敷地の北側には車両が通行するスロープもあり、開業後は走行する車両の騒音や排気ガスによる大気汚染がより深刻になると懸念している。</p> <p>市や県(環境保全課、中小企業振興課)を通して、事業者被害を訴えているが、なかなか対応をしてくれない。公害紛争処理制度を利用できないか検討している。</p> <p>ただし、事業者から「これ以上クレームを続けるならば、法的手段を取る」という書類が最近届いたので、あまり事業者を刺激するようなことはしたくない。県が被害者の代わりに公害調停申請をすることはできないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度について説明 県が代わりに申請することはできない旨説明 <p>→その後、調停申請の意向は示されていない。</p>
6	R5.10.6	福岡市 中央区	被害者	電話	騒音	<p>自宅の近くに位置する県営天神中央公園において、毎晩、深夜にスケートボードの音がしており、その騒音に悩まされている。</p> <p>警察に連絡をして注意をしてもらおうと、一旦は騒音がなくなるが、しばらくすると再び騒音が発生する。</p> <p>公園の指定管理者に騒音苦情のメールを送ったところ、対応検討中の返事があったが、未だに何もなされていない。</p> <p>夜間にスケートボーダーに注意をしようと思って、現地に行ったが、1人では何も言えなかった。</p> <p>県から指導をしてもらえないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度について説明 県や公害審査会が一方の当事者に対し、何らかの指導や命令を行うものではない旨説明 県営公園であることから、指定管理者とどのような対応を検討しているか県の所管課(公園街路課)に確認し、後日連絡する旨説明 <p>【その後の経過】</p> <p>○R5.10.6 電話(当課が公園街路課から聴き取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者からの連絡を受け、関係者で対応を検討中。 具体的な内容をお話しできる段階ではないが、何らかの対応を行うつもり。 <p>○R5.10.9 電話(当課から相談者へ連絡)</p> <p>(当方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園街路課は、何らかの対応を検討中とのこと。(先方) 対応検討中である旨承知した。 一昨日と昨日、動画を撮りながらスケートボーダーに自分が直接注意した。 今のところ、騒音は収まっているので、このまま様子を見る。 <p>→その後、現在まで連絡なし</p>
7	R5.11.22	粕屋町	被害者	電話	悪臭 大気汚染	<p>最近、自宅の近隣にオープンしたパン屋からの臭いが自宅まで届いて気になり、町に相談し、パン屋に指導をしてくれたが、何ら対応がなされない。</p> <p>パン屋に直接対応をお願いしたが、取り合ってもらえなかった。</p> <p>そのようなやり取りがあったにもかかわらず、その後日、パン屋の玄関前において、バーベキューコンロで火を起こしていた。生木を燃やしているようで、その煙が自宅の方まで届いた。</p> <p>このため、臭いと煙の件を申し立てると、店長から「自分には権限がないため、責任者から文書で回答する。」との一点張り、その場で回答がもらえず、責任者と直接話す機会も与えてもらえなかった。</p> <p>以上の経緯から、公害紛争処理制度の活用し、責任者に申し立てたいと思っている。</p> <p>今後、手続きについて直接話を聞くとともに申請様式等をいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度について説明を行った。 相手方が話し合いに応じなかったり、合意形成が望めなかったりすれば、調停打ち切りとなる旨説明 裁判に準じた手続きであるが、調停期日の出頭についての強制力はない旨説明 <p>→その後、現在まで連絡なし</p>